

平成30年(2018年)4月18日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市教育委員会社会教育部

## 北六甲台地区青少年愛護協議会前会長への損害賠償請求について

このほど、西宮市と北六甲台地区青少年愛護協議会(以下「協議会」という。)の青少年育成関連事業の委託契約において、支払われた委託料が適切に精算されていないことが判明したため、市は、平成30年4月6日付けで協議会に対して返還請求を行うとともに、委託料を精算せず私的に費消したと認められる前会長に対しても、同月16日付けで損害賠償請求を行いましたことを報告いたします。

### 【事案の概要】

平成30年2月14日、平成29年度に会長に就任した協議会の現会長より、本件疑義に関して担当課に相談があり、市として調査したところ、平成22年度から平成28年度までの「家族ふれあい塾事業」及び平成23年度から平成28年度までの「放課後子供教室事業」において、事実と異なる実施報告や架空の領収書が市に提出され、本来返還されるべき余剰金の精算が行われていなかったことが判明しました。

活動記録がほとんど残っていないため、平成22年度から平成28年度まで会長を務めた前会長やその間の活動協力者らへの聞き取り調査等を行った結果、平成24年度以降は、委託料を協議会の会計に繰り入れず前会長が個人口座において一人で管理し、各年度の受託事業自体は前会長を中心に実施されていたものの、活動協力者への謝金支払が市の基準通りに行われず、毎年度市に返還されるべき余剰金があったにもかかわらず精算が行われておらず、前会長が私的に委託料を費消していたことが判明しました。

なお、市は委託料を、前会長の申出により、協議会専用の口座ではなく会長の個人口座に振り込んでいましたが、この事務処理は、不適切であったと考えており、今年度から、協議会専用口座へ振り込むよう改め、同様の振込方法だった他の5地区についても、併せて改めます。

### 【協議会への返還請求】

家族ふれあい塾については、協議会の会計帳簿で委託事業に支出したことが確認できる費用及び講師に謝金受領が確認できた費用を事業支出として認定しました。

放課後子供教室については、協議会として、市が委託した事業自体は実施していたことから、事業実施回数に応じ、最低限必要と考えられる協力者への謝金相当額（3,000円/回）のみを事業実施に要した経費とみなし、残額を協議会に対して返還請求することとしました。

#### ○委託料支出額

- ・家族ふれあい塾<所管：青少年育成課>

H22：45,000円 H23：41,000円 H24：43,000円  
H25：39,000円 H26：41,000円 H27：39,000円  
H28：39,000円 計 287,000円

- ・放課後子供教室<所管：放課後事業課>

H23：60,000円 H24：117,000円 H25：130,000円  
H26：149,500円 H27：162,500円 H28：162,500円  
計 781,500円

#### ○返還請求額

(委託料支出額から事業支出として認定した額または事業実施に要したとみなす経費を除いた額)

- ・家族ふれあい塾 261,671円 (平成22～平成28年度分)
- ・放課後子供教室 412,500円 (平成23～平成28年度分) 計 674,171円

### 【前会長への損害賠償請求】

本件請求を受けた協議会から市に対し、前会長個人が責任を負うべき部分は、協議会として返還できない旨の申出がありましたので、市は、私的費消とは無関係である協議会の過失による精算漏れ77,671円を除く596,500円について、平成30年4月16日付けで前会長に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行いました。

(担当 青少年育成課 課長 牧山典康 電話(0798)35-3873)

(担当 放課後事業課 課長 中尾篤也 電話(0798)35-3651)